ける見込みがなくなつたと認められる場合において、当該土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件の事故によりその周辺の地域に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項第二号の規定によらず、同号に掲げる同意を得ることなく、当該国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につき、同項に規定する土地改良事業の廃止をすることができる。

第九十一条の二第六項第一号イ中「第八十七条の三第一項」の下に「（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人　次のいずれかに掲げる場合

イ　当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ　当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

第九十二条の二中「係る土地」の下に「（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）」を、「第八十七条の三第一項」の下に「（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十五条の二第二項中「を変更し」を「の変更（土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。）をし」に改め、「全ての者」の下に「（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。）」を加え、同条第三項中「とあり、及び「組合員の三分の二以上の同意」を削り、「者の同意」と」の下に「、「組合員の三分の二以上」とあるのは「当該権利を有する全ての者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。）」と」を加える。

第九十六条の三第二項中「を変更し」を「の変更（土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。）をし」に、「の定める」を「で定める」に改め、「者」の下に「（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。）」を加え、同条第五項中「第四十八条第四項中」の下に「「組合員」とあるのは「同条に規定する資格を有する者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。）」と、」を加える。

第九十六条の四第一項中「第六十五条まで」の下に「、第八十七条の三」を加え、「第八十八条第十九項及び第二十項」を「第八十八条第十五項から第二十項まで」に改め、「及び第七項」の下に「、第九十一条第一項ただし書」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項	定款	その地区内にある土地につき、その組合員に対して
第三十六条第一項	条例	その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するもの、その他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、

第三十六条第五項	組合員又は准組合員	第一項に規定する者
	第一項若しくは第二項	同項
第三十六条の三第一項	組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを	土地改良事業（第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を
	当該組合員	その者
第五十二条第六項	当該土地改良区の理事	当該市町村の長
第五十二条第七項	第二十七条、第二十八条第一項	第二十八条第一項
第五十二条の三第二項	「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」	「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて」とあるのは「第二十八条第一項」と、「同条第六項」とあるのは「六項」
第五十三条の四第二項	第五十二条第四項から第九項まで及び	第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに
第五十五条	申請し	申請し、又は嘱託し
第五十七条の二第一項	管理規程を定め	条例をもつて、管理規程を定め
第五十七条の二第一項及び第三項	都道府県知事の認可を受けなければ	都道府県知事に協議しなければ
第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項	組合員	第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの
第六十一条第三項	規約	条例
第六十四条	第百十三条の三第二項	第百十三条の三第三項
第八十七条の三第一項	第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び前条第一項	第九十六条の二及び第九十六条の三